

平成 22 年 9 月 22 日

平成 22 年第 3 回（9 月）川口市議会定例会 総務常任委員会委員長報告  
（市長提出議案）

総務常任委員長 宇田川好秀

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第 2 款「総務費」及び歳入の部、第 1 款「市税」、第 10 款「地方交付税」、第 15 款「県支出金」第 2 項「県補助金」第 1 目並びに第 9 目、第 3 項「委託金」第 1 目、第 16 款「財産収入」、第 18 款「繰入金」、第 19 款「繰越金」、第 21 款「市債」並びに第 2 条第 2 表「地方債補正」についてを一括議題といたしましたところ、まず、地方交付税に関わり普通交付税が、5 年ぶりに交付となった要因について問われ、これに対して、国の交付税総額が昨年度に比べ 1.1 兆円の増額となったこと、また、それに伴う単位費用の増額があったこと。さらに、基準財政需要額において、社会保障関係経費が増額となる一方、基準財政収入額において市税等が減額となったことなどが要因と考えられるとのこと。

また、臨時財政対策債の発行額決定基準について問われ、これに対して、景気の後退により市税が減額となる一方、社会保障関係経費の伸びに歯止めがかからず、財源が不足していること、加えて本年度当初予算において財政調整基金を約 40 億円取り崩しているが、来年度以降の財源確保が厳しい見込みであることから、財政調整基金の繰入れを全額減額し、臨時財政対策債を発行可能額にあわせ増額する、とのことでありました。

このほか、県緊急雇用創出基金事業に関わり、平成 22 年度の新規雇用者数の見込みについて、雇用される場合の専門知識の要否等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第 2 款及び歳入の部、第 1 款、第 10 款、第 15 款第 2 項第 1 目並びに第 9 目、第 3 項第 1 目、第 16 款、

第18款、第19款、第21款並びに第2条第2表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第101号「川口市・鳩ヶ谷市合併協議会の設置について」を議題といたしましたところ、まず、委員に学識経験者として、埼玉県職員を1名加える予定となった経緯について問われ、これに対して、合併基本計画の策定には、埼玉県との協議が必要になってくることから、協議を円滑に進めるため、新たに県の職員に委員として参画してもらう予定であるとのこと。

また、規約第9条第3項に関わり、表決の方法について問われ、これに対して、全会一致を目指すことを原則とし、3分の2以上の賛成をもって決することができる取扱いについては、法定合併協議会の規約の趣旨から当然踏襲されることになるものと思われる、とのことでありました。

このほか、合併までに調整を要する項目の調整方法について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、無作為抽出の2,000人に対してアンケートを行なった結果、約7割の方々が、合併に賛成しているとの結果が出た。我々はこの民意を重く受けとめ、更に一步前進した議論をする必要があると考え、本案には賛成するとの意見。

また、8ヵ月間で10回におよぶ任意合併協議会が開催され、その中で合併の協定項目もほぼまとまってきている。加えて、無作為抽出のアンケートのほか、市民説明会、各団体への説明会を開催した中で実施したアンケートなど、全て含めても64.7%の人が合併を今後進めていくべきだという民意がある。合併に関してはより深い議論をしていくという意味において、法定合併協議会をしっかりと設置するべきだと思うので賛成するとの意見。

さらに、合併によって、住民福祉が低下するのではないかと危惧している市民の声が、法定合併協議会に移行することによって反映されないといったことがないように、また、住民の利便やサービス、負担の変化についても、きちんと最後まで調整し、市民および議会にも報告をして、この議会でも議論できるように進めていただきたい。あくまでも拙速な結論を出すことは避け、慎重に審議をし、是非も含めて議論されるよう要望し、賛成する、との意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第92号「専決処分の承認について（平成22年度川口市

一般会計補正予算)」のうち当委員会の所管事項についてを議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、本案は起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第91号「工事請負契約の締結について（上青木保育所改築工事）」を議題といたしましたところ、まず、入札参加の要件について問われ、これに対して、市内のAランク業者であること、下請けに出すことができる特定建設業許可を取得していること並びに専任の技術者を配置していることなどが要件であるとのことでありました。

このほか、下請けに出す際の市内業者への優先的発注について等、質疑応答の後、討論へと移行し、市の発注する公共事業については、極力、市内の事業者に行き渡るような契約方法をこれからも考えていただきたい。また、上青木保育所については今後の運営が民間委託される提案がなされているが、市の直営で運営することも再検討していただくよう要望し、賛成するとの意見が述べられた後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第85号「川口市火災予防条例の一部を改正する条例」及び議案第86号「川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の以上2議案をそれぞれ議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、以上2議案はそれぞれ起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。